■ 東米里厚生地区地区計画決定について



1 概要

(1) 位置:札幌市白石区東米里の一部

(2) 都市計画の内容:地区計画の決定

·地区計画区域面積:1.1ha

·地区整備計画区域面積:1.1ha

2 経緯

- ・東米里厚生地区は、建築基準法による道の位置の指定を受けて造成された団 地(指定道路団地)である。
- ・当地区では、一定の住宅が建築されており、道路及び上下水道などの公共施設を段階的に整備している。

・平成 21 年 3 月に地区内地権者から地区計画策定の要望があり、平成 10 年 2 月に定められた「市街化調整区域の既存住宅市街地における地区計画及び建築許可制度の運用指針」(以下、「運用方針」という。)に基づき、検討した結果、地区計画を定めることとした。

3 理由

- ・当地区は、運用指針の適用要件を満たし、良好な居住環境の維持・増進を図るため、地区計画を決定する。
 - 【参考】「市街化調整区域の既存住宅市街地における地区計画及び建築許可制度 の運用方針」の適用要件
 - (1) 指定道路によって構成される住宅市街地で、区域区分設定以前より存在していること。
 - (2) 住宅戸数がおおむね20戸以上であり、住民が生活していること。
 - (3) 住宅市街地の面積が、おおむね1ヘクタール以上であること。
 - (4) 公共下水道が整備されていること。
 - (5) 道路が適正に配置され、おおむね 100%が市道であること。